令和 6年度　　事務事業評価表（　令和 5年度　の実績評価）

記入年月日						
令和	6	年	4	月	1	日

事務事業名	人口動態調査事務	事業区分		担当	
		新規/継続	継続	事務事業№	060304000423
政策体系上の位置付け		単独/補助	補助	所属課	030101
政策体系 総合計画の施策名	0603 時代に合った自治体運営				市民課
政策体系 政策名	06 みんなで築く自治のまちづくり			課長名	
政策体系 施策名	03 時代に合った自治体運営			グループ	戸籍G
政策体系 手段名	04 ④適確な市民サービスの提供と個人情報の保護			担当者名	

財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	事業	細	
予算科目	01	02	03	01	02	00	一般会計 戸籍住民基本台帳事業

事業期間：単年度繰返し　（　　年度～）
期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠：地方自治法、人口動態調査令、人口動態調査令細則、死産の届出に関する規程

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段 ①事務事業の概要（事務事業の全体像）	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
・地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号法定受託事務である。 ・国勢調査と並ぶ国の主要統計で基幹統計調査である。	桜川市に届出された事件（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）について、届書に基づき人口動態調査票を作成する。 前月の15日から当月14日までの事件について、人口動態調査票を作成し、指定日（20日頃）までに保健所に提出する。

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
・桜川市に届出された事件、及び外国における桜川市に本籍がある方の届出事件について、届書に基づき1事件ごとに人口動態調査票を作成し、保健所を経由して厚生労働省に提出。	人口動態の調査報告数	件	973.00	877.00	880.00	880.00	880.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
・出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届書を提出した市民（外国人含む）。	届出書を提出した市民	人	973.00	877.00	880.00	880.00	880.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
・人口動態事象の把握。	人口動態の調査報告数	件	973.00	877.00	880.00	880.00	880.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量		04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）	期間限定総投入量
事業費 財源内訳 国庫支出金	千円	0	0	0			
事業費 財源内訳 県支出金	千円	40	42	42			
事業費 財源内訳 地方債	千円	0	0	0			
事業費 財源内訳 使用料・手数料	千円	101	173	173			
事業費 財源内訳 その他	千円	0	0	0			
事業費 財源内訳 一般財源	千円	0	-2	0			
事業費計（A）	千円	141	213	215			
正規職員従事人数	人	2.00人	2.00人	2.00人			

事業費の内訳

05年度事業費 実績（千円）		06年度事業費 予算（千円）	
12 委託料	7	12 委託料	7
13 使用料及び賃借料	206	13 使用料及び賃借料	208
合　計	213	合　計	215

（4）当該年度の実施内容

※年度ごとに事業内容を記入する	06年度の事業内容	07年度の事業内容	08年度の事業内容
	桜川市に届出された事件（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）について、届書に基づき人口動態調査票を作成。前月15日から当月14日までの事件について、人口動態調査票を作成し、期日までに保健所に提出。	桜川市に届出された事件（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）について、届書に基づき人口動態調査票を作成。前月15日から当月14日までの事件について、人口動態調査票を作成し、期日までに保健所に提出。	桜川市に届出された事件（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）について、届書に基づき人口動態調査票を作成。前月15日から当月14日までの事件について、人口動態調査票を作成し、期日までに保健所に提出。

事務事業名	人口動態調査事務	事務事業№	60304000423	所属課	市民課

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

・現在の人口動態調査は、統計法（昭和22年）、人口動態調査令（昭和21年）及び人口動態調査令施行細則（昭和23年）により開始された。報告の方法は、当初は手書きで報告していたが、戸籍システムの導入により、戸籍の記載をしたものを基に調査票を作成し報告を行うようになり、効率化が図られている。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

	評価項目	
現状維持	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	人口動態調査を行うことにより、行政施策に反映できる。
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	法的受託事務であるため、市が行うことは妥当である。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がない	国によりデータの公表が行われており、民間や自治体でも活用されている。基幹統計調査のため向上の余地はない。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	全国統一の事務であり一市町村が単独での廃止・休止はできない。また、行政施行の参考資料がなくなる。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨	具体的な手段、事務事業名
	余地がない	類似事業は無いため、統廃合はできない。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	事業費は県からの交付金で行っている。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	届出事件ごとの統計調査のため、偏り・不公平はない。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	■	適切	□	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

毎月、期日までに人口動態調査票を作成し提出しており、報告漏れがないかの確認も行っている。
提出した調査票について、入力漏れの確認の問い合わせが何件か保健所よりあったため、入力及び確認を徹底していきたい。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → □ 改革改善を行う →
□ 廃止　□ 休止　→ ■ 現状維持

（複数回答可）
□ 目的の再設定　□ 効率性の改善
□ 有効性の改善　□ 公平性の改善
□ 統廃合ができる　□ 連携ができる

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	╳
	低下		╳	╳

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	⑨

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価

A

A：継続（現状維持）　C：終了、廃止、休止
B：継続（改革改善を行う）　D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄